

神戸市会政務活動費検査員
令和元年度分検査報告書

令和2年9月18日

1. 検査の意義・概要

【検査の意義】

「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」第1条の2に規定されているとおり、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者（会派の代表者）は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

そこで、第三者である検査員による検査の意義は、政務活動費の支出について、適正な支出手続きに従ってなされているか否かを、第三者が領収書等に基づいて検査することにより政務活動費の適正な執行が担保されることにあると考える。

【検査の概要】

(1) 検査実施日

令和2年7月13日、16日（中間検査を令和元年12月19日に実施）

(2) 検査員

議長の検査を補佐する検査員として議長からの委嘱を受けた以下の3名。（近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人登録者の中から同会にて推薦した3名を委嘱。五十音順。）

今井 重雄（統括検査員）

岩瀬 哲正

谷川 昭広

(3) 検査方法

- ① 検査は、10万円以上の支出については全件について実施し、10万円未満の支出については無作為抽出により実施する。
- ② 検査は、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるものの検知を中心として実施する。

2. 検査の結果

検査の結果、令和元年度の政務活動費について、**指摘事項**（違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるもの）は見受けられなかった。

しかし、経理要綱や手引きなど関連規定に照らして、事務処理上の不備等は散見された。今後、これらの執行については十分留意されるとともに、より適切な執行に努めていただきたい。

3. 総括

政務活動費は、住民が納めた税金が原資であることから、単に、制度や手続きに違反しないだけでなく、使用する際には、高いモラルとともにその趣旨目的に沿った効果的な使い方が求められている。この点については、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている現下の状況においても何ら変わるものではなく、絶えず求められ続けるものだと考えている。

今後とも、市民からの期待に応え続けていくためにも、社会情勢の変化や市民感覚とも合致するより適正な政務活動費の執行に努めていただきたい。